

栃木県 U15 育成センターガイドライン

1. 育成センターの目的

日本バスケットボール協会は『公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」）は世界に通用するバスケットボール環境構築のために「世界基準を日常に取り入れる」「世界を目指す環境を整備」「世界を視野に入れた指導を日常から行う」という強化・育成方針を示している。これに基づき、将来日本代表となる優秀な素質を持つ選手や可能性の高い選手に定期的に良い育成環境（練習環境・指導環境）を提供して個を大きく育てること、合わせて指導者の研鑽の場として指導者を養成することを育成センター設置の目的とする。』としている。

これに基づき、栃木県も育成センターを設置する。

栃木県育成センターにおいては、県育成センターは育成・強化を目的とし、地区育成センターは普及・育成を大きな目的とする。

2. 定義

① 名称及び事業単位

栃木県育成センター（Development Center＝略称 DC）

事業単位は

栃木県育成センター（栃木県 U●●DC）

地区育成センター（●●地区 U●●DC）

の2つを基本とする。

可能であれば、地区の下に市町村レベルをおく。

② 育成センター構造

県 U12/U13/U14/U15/U16 カテゴリーを設置する。

地区 U12/U14 の設置は必須とし、それ以外のカテゴリーは推奨とする。

月1回以上、年間10回以上の活動を基本とする。

1. 育成環境整備を目的としており、定期的に機会を与えたい趣旨である。
2. 基本3時間とするが、効率、集中度、強度も考慮して柔軟に対応する。

③ 位置づけ

本事業は部活動とは切り離れた「社会教育事業」と位置づける。

運動部活動ガイドライン（平成30年3月スポーツ庁より発表）において「競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、選手の育成・強化を運動部活動に委ねることなく、アスリートを目指す優れた素質を有する生徒が、各地域において競技力向上に係わる専門的な指導が受けられるよう、実施体制の整備を推進する必要」との指摘を鑑み、育成センターを計画する。

3. 選手・スタッフ

① 参加資格

1. TeamJBA に選手登録を行っていること。
2. 外国籍の選手について、将来的な帰化の可能性を考慮し、JBA 選手登録を前提として参加を認める。
3. 年齢（カテゴリー）

U16DC は1月1日付けの年齢を基準として、それ以下の DC は4月2日付けの年齢（学校における学年）とする。

※ 優秀な選手の場合、上のカテゴリーで活動することは妨げない（飛び級可）

4. 居住地・学校所在地・活動場所のいずれかが栃木県であること。

② 選手参加規定

1. 原則として育成センターの活動を優先し、参加する。
2. 全国大会やそれに準ずる公式戦の予選等と日程が重複した場合は、チームの活動を優先することが出来る。

- 3.飛び級の選手（優秀な選手で上のカテゴリで活動する選手）は上位・下位の DC の両方に参加できるが、上位を優先することが望ましい。（過度の負担を考慮するため）
- 4.県 U14・U15DC に所属している中学 2 年生選手は、12 月と 1 月の活動は地区 DC にも参加する。県 U14DC に所属している中学 1 年生選手は、1 月の活動は県 U13 の活動に参加する。

③ 参加人数

1. 県 DC、地区 DC ともに 20 名程度とする。

④ 参加料（県 DC のみ）

トライアウト及び練習会（交流戦等も含む） 参加料 1,000 円

1. 受益者負担の考えに基づき選手から参加料を徴収する。
2. 1 回当たりの金額は 1000 円とする。（欠席した場合には徴収しない）
3. 怪我等での見学は行わない。（見学の場合には参加料を徴収する）
4. 地区 DC に関しては普及の目的もあるため、参加料は徴収しない。

⑤ 指導スタッフ

1. すべての指導者は栃木県バスケットボール協会に任命されたもので、JBA コーチライセンスを有する有資格者とする。

4. 指導内容・選手選考

① 指導内容

1. 人間教育を重視する。「人間力なくして競技力向上なし」（JOC 強化指針）
2. JBA 技術委員会ユース育成部会より提示された JBA 育成指針に基づき実施する。
3. 勝利至上主義に陥ることなく、勝つためのチーム作りの場とならないようにする。

② 選手選考

1. 選考にあたっては、「今」の評価だけでなく「将来」を想定した評価も取り入れる。
2. 育成センター設置の目的に鑑み、勝利を目指すチーム作りのための選考とならないようにする。
3. 新たな選手発掘の観点から地区 DC、県 DC ともに、年度内に選手の入替えを行う。

5. 運営

① スポーツ傷害保険

指導者及び生徒の活動中の保険に関しては各自で加入をする。（任意）
学校で加入している「スポーツ振興センター」の対象とはならない。

② マルフアン症候群の取り扱い

1. マルフアン症候群について参加選手の保護者に理解していただき、問題がないことを保護者自身で確認し、同意書にチェックしていただく。
2. マルフアン症候群の選手は本事業に参加できない場合がある。
3. 高身長が多い競技特性から、指導者もマルファン症候群の理解に努める。

③ ビデオ撮影。写真の取扱い

育成センターの実施内容や映像の撮影は、個人で利用する目的として許可する。SNS やインターネット上への配信は禁ずる。

④ 提出書類の取り扱い

提出した、「同意書」及び「緊急時連絡カード」はすべての活動後、破棄する。この用紙は毎年記入してもらう。